

学校図書館との連携に関する仕様書

現在、市立図書館と学校図書館はそれぞれ独立したシステムで運営されている。

今回のシステム更新において、市立図書館と学校図書館のシステムを一元化することにより、学校図書館からの志摩市全域の図書館・図書室・学校図書館で図書検索が可能となり、各学校図書館間及び市立図書館・各図書室との相互貸借をシームレス化することにより、図書館利用の利便性を向上し、図書館利用の活性化を期待する。

1. 目的

小・中学校図書館連携による図書館情報システムの一元化

2. 全体概要

各小中学校図書館に市立図書館と同システムを導入し、市立図書館の分館と同等の位置づけとする。

3. 利用環境

各小中学校図書館および市立図書館には、「学校情報通信ネットワーク」と「市長部局ネットワーク」が整備されている。今回のシステム導入においては、市長部局ネットワークを用いて、以下の利用環境でシステムを構築すること。

- ① クライアント端末 OS は Windows11Pro 以上とする。
- ② クライアント端末は、原則、無線にて市長部局ネットワークに接続を行う。
無線接続に必要なアクセスポイントは発注者が設置する。
- ③ 回線接続は、市立図書館他、各学校は光ケーブル（MCTV、ZTV）にて接続している。
- ④ 学校図書館の連携に合わせて、現在利用している学校情報通信ネットワークから市長部局ネットワーク（別途業務）に切り替えるため、設置する端末機器の接続設定を行うこと。
- ⑤ 端末に i-FILTER などのプロキシ設定はしない。
(ローカル IP アドレス、グローバル IP アドレス共に DHCP 環境となり固定 IP アドレスではない)
- ⑥ その他、詳細なネットワークに関する情報については、受注後に通知する。

4. 学校図書データの移行

- ① 現在使用している学校図書のシステムは「win 書庫」である。CSV 形式で抽出したデータを取り込み、システムに活用させること。なお、データの抽出は発注者が行うものとする。
- ② 書誌データ及び所蔵データについては、TRCMARC/T タイプの取込みにより図書館システムへ登録が可能であること。
- ③ 学校図書資料等の図書館システムへの登録は発注者が行うが、その作業支援方法について提案すること。

5. 機能要件

以下の機能要件を踏まえてシステム提案を行うこと。

- ① 学校図書館から志摩市内の全ての図書資料等の検索が可能とする。
ただし、「学校図書館ガイドライン（文部科学省：平成 28 年 12 月）」に沿って、図書資料の検索制限・貸出が制限できる機能を有すること。
- ② 一般の市立図書館利用者から学校図書資料の検索・貸出を制限できる機能を有すること。
- ③ 市立図書館利用者番号と生徒図書室利用者番号は連携しないこと。
学校生徒が利用者番号と生徒図書室利用者番号を両方所持することは可能とする。
ただし、生徒図書室利用者番号は、転校、卒業等でその学校の在籍でなくなった時にその効力を失う。
なお、生徒図書室利用者番号は在学中の生徒にもれなく割り当てられるものとする。
- ④ 生徒図書室利用者番号で市立図書館・図書室の図書資料等の貸出は不可とする。
- ⑤ 市立図書館・図書室 OPAC、webOPAC から学校図書資料等の検索、予約等の操作について、その機能制限の設定が行えること。

機能制限表（参考例）

	市立図書館・室		学校図書館	
	司書	一般利用者	司書	生徒利用者
市立図書資料等の検索・予約	●	●	●	●
成人向け図書資料(R指定)等の検索・予約	●	●	●	×
学校図書資料の検索・予約	●	×	●	●
電子書籍の検索・予約・閲覧	●	●	●	●

●：機能あり ×：機能制限

6. その他

- ① Window 端末ではローカルブレイクアウトしてインターネットへ接続することも可能とする
とともにセキュリティリスク対策を提案すること。
- ② 各学校へのシステム導入に関して、LAN 工事、電源工事、ネットワーク工事、ネットワーク機器、回線費用は含めない。
- ③ 無線 LAN は、Wi-Fi 6E に対応し「IEEE 802.11ax/ac/n/a/g/b」に準拠していること。
原則、内蔵型とするが、困難な場合は、それに代わる方法を提案すること。
- ④ 以下の法律・ガイドラインに準拠すること。
 - ・ 図書館法（最終改正：令和 5 年 12 月 13 日法律第 86 号）
 - ・ 学校図書館法（最終改正：令和 7 年 6 月 18 日法律第 68 号）
 - ・ 学校図書館ガイドライン（文部科学省：平成 28 年 12 月）